

事 務 連 絡
平成19年12月28日

各都道府県老人医療主管課（部）
各後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局
高齢者医療制度施行準備室

後期高齢者医療制度の激変緩和措置について

標記について、平成19年度補正予算成立後、基金の条例（参考例）及び交付要綱等関係通知を送付いたしますが、補正予算成立後、短期間で準備を行っていただくこととなることから、現時点で考えられる関係通知（案）を取り急ぎ作成しましたので情報提供いたします。

なお、市町村システム改修に係る交付要綱（案）等につきましては後日連絡いたします。

1. 今後のスケジュール（案） 別紙1
2. 基金条例（参考例） 別紙2
3. 基金管理運営要領（案） 別紙3
4. 交付要綱（案） 別紙4
5. 所要額調 別紙5
別紙「平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金所要額調」
に記載のうえ、平成20年1月18日までに返送してください。
6. 市町村システムの改修の概要（案） 別紙6

（照会先）
厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室
財政係 佐藤・田中 電話03(5253)1111（内線3196）
（市町村システム改修関係は、加藤・中村 内線3230）

この資料は関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更があり得る。

保険料負担の激変緩和に係る年度内スケジュール (案)

			12月		1月					2月				3月					4月	
			3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2
			16~22	23~29	30~5	6~12	13~19	20~26	27~2	3~9	10~16	17~29	24~1	2~8	9~15	16~22	23~29	30~31	1~5	6~12
広域連合	基金造成	条例・予算	概要提示 修正予算の		条例案作成 修正予算案作成					議案提出				広域連合議会 基金条例成立 修正予算承認						
		運営要領								要領・要綱の発出										
		交付要綱			申請分協議申請					配分額審査				交付額の内示 申請書提出					交付決定	
市町村	システム改修に係る補助	予算	概要提示 修正予算の											市町村議会 修正予算承認						
		改修経費積算	システムの概要提示		申請分協議申請					配分額審査				要綱の発出					システム改修完了	
		交付要綱			提示案									交付額の内示 申請書提出					交付決定	
その他																				

別紙 2

〇〇後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例 基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、〇〇県後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇県後期高齢者医療広域連合が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） 以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 平成二十年度における〇〇県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の法第九十九条第二項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額（法第九十九条第一項及び第二項に規定するものを除く。）のための財源に充てる場合

二 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の財源に充てる場合

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

第二条 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領(案)

第1 通則

高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)について、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、広域連合がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

① 基金事業の実施計画の作成等

広域連合は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例第6条各号に掲げる財源に充てるための計画を策定するものとする。なお、広域連合は、必要に応じて当該計画を見直すことができるものとする。

② 基金の取崩し

広域連合は、基金事業に係る計画の範囲内で、必要に応じて基金から取崩し、支出するものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

広域連合は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金((4)により繰り入れた運用益を含む。)は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例第6条各号に掲げる財源に充てる場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業の実施期限は、平成21年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

広域連合は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇県後期高齢者医療広域連合長 〇〇 〇〇

平成〇〇年度後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

(注)平成19年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

(注)基金の保有形態別に、収入の種類別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注)後期高齢者医療制度臨時特例基金条例第6条各号ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

別紙 4

平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

1 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定による

労働省

ほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2 この交付金は、後期高齢者医療制度の円滑な施行のために、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に設置する基金の造成を目的として交付する。

（交付先）

3 この交付金は、広域連合に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象事業）

4 この交付金の対象となる事業は、広域連合が後期高齢者医療制度の円滑な施行のために設置する基金を造成する事業とする。

（交付額の算定方法）

5 この交付金の額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 保険料徴収激変緩和措置分

次の①及び②に掲げる額の合計額に調整係数（〇．〇〇〇）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

① 平成20年4月～9月

{各広域連合の平成20年度の1人当たり被保険者均等割月額（軽減後）の見込額×（4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数－4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数のうち、後期高齢者医療制度に加入する前の医療保険が国保であった被保険者数）×85．34％}×6ヶ月

② 平成20年10月～平成21年3月

{各広域連合の平成20年度の1人当たり被保険者均等割月額（軽減後）の見込額×4／5×（4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数－4／1現在の当該広域連合の被保険者数の見込数のうち、後期高齢者医療制度に加入する前の医療保険が国保であった被保険者数）×85．34％}×6ヶ月

(2) 広域連合が行う広報・周知等経費

この交付金の額は、次の①及び②により算定された額の合計額を限度とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

① 各広域連合につき400万円

② $4,700万円 \times 4 / 1$ 現在の各広域連合の被保険者数の見込数
 $\div 4 / 1$ 現在の各広域連合の被保険者数の見込数の合計数

※ 被保険者均等割月額（軽減後）とは、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項及び第2項を適用した後の額とする。ただし、同条第2項を算定していない場合は、同条第1項を算定した後の額とする。

(交付の条件)

6 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 広域連合は、交付金により平成19年度中に基金を造成するものとする。

(2) 広域連合は、造成した基金を取り崩すときは、後期高齢者医療特別会計又は一般会計に繰り入れるものとする。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るとともに、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。

(4) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 広域連合は、毎年度基金事業に係る経理の精算後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(6) 広域連合は、平成21年度末までに基金を解散するものとする。

(7) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(8) 基金の解散後においても、返還金が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 広域連合長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、別紙様式3による進達書に關係書類を添えて、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

- 8 都道府県知事は、広域連合への交付金の額について、厚生労働大臣の交付の決定があったときは、広域連合長に対し、別紙様式4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 広域連合長は、別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに都道府県知事に提出して行わなければならない。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の報告書を受領したときは、これを審査し、別紙様式6による報告書に関係書類を添えて、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の額の確定)

- 10 都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の額の確定通知があったときは、広域連合長に対し、別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

平成 19 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付申請
について

標記について、次により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 関係書類
 - ・平成 19 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金所要額調書（別紙 1）

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の交付申請
について（進達）

標記について、〇〇後期高齢者医療広域連合から提出された標記申請書について、その内容を審査した結果適正であることを確認したので、次により、交付金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 関係書類

- ・平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金所要額調書（別紙1）

別紙様式 4

平成 19 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付決定通知書

〇〇後期高齢者医療広域連合
広域連合長

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号で申請のあった平成 19 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条

第 1 項により、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省

第 2 項の規定により修正のうえ、

第〇〇〇号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事

印

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省第〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別添「平成 19 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 に定める事業であり、その内容は 申請書記載 のとおり別添である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
うち保険料徴収激変緩和措置分	(円)
広報・周知等経費	(円)
交付金の額	金	円

3 この交付金の額に確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。

4 この交付金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 9 に定めるところにより平成 20 年 4 月 10 日までに行われなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

別紙様式 5

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

〇〇後期高齢者医療広域連合
広域連合長

印

平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の事業実績
報告について

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号で交付決定を受けた平成19年度高
齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金に係る事業実績について、次の関係書類
を添えて報告する。

1 関係書類

- ・平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金精算額調書（別紙2）
- ・当該事業に係る歳入歳出決算書（抄本）
- ・後期高齢者医療に関する条例及び基金に関し必要な事項を定めた条例
- ・その他参考資料

別紙様式 6

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

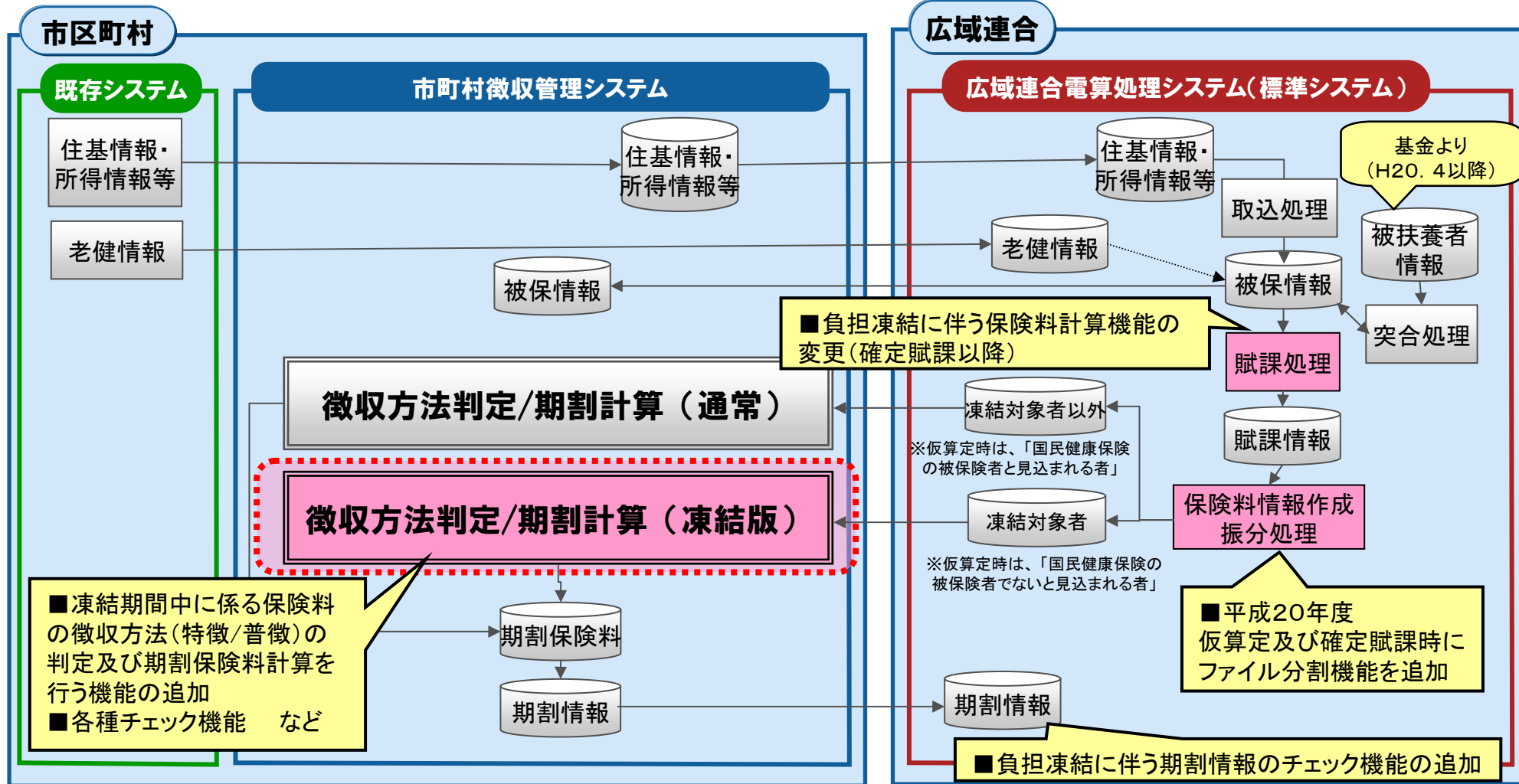
平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の事業実績
報告について（進達）

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号で交付決定を受けた〇〇県後期高齢者医療広域連合の平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金に係る事業実績については、次のとおり報告があり、その内容を審査した結果、適正と認められるので、関係書類を添えて進達する。

1 関係書類

- ・平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金精算額調書（別紙2）

被用者保険の被扶養者の保険料徴収凍結に係るシステム改修概要



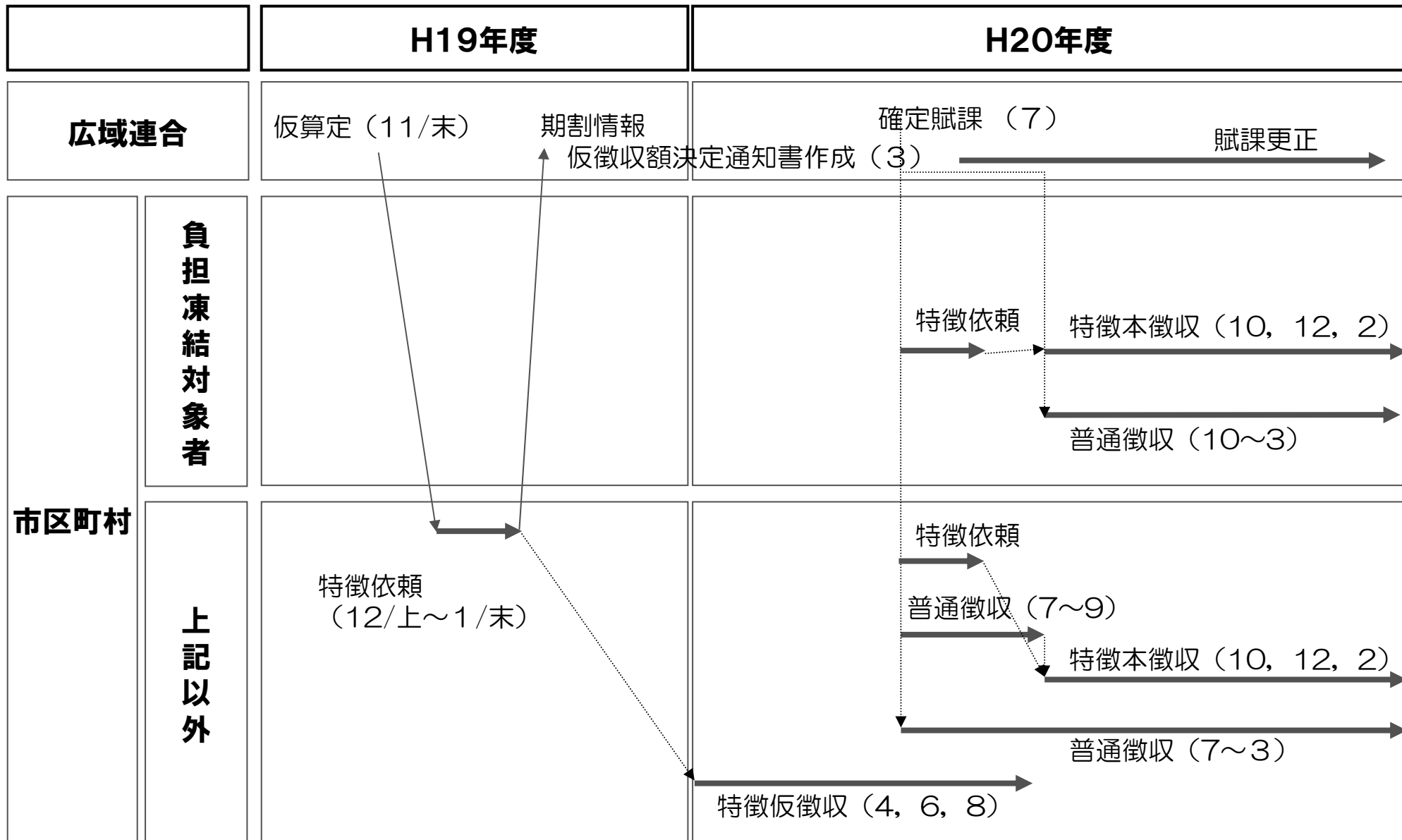
【市町村徴収管理システム改修の前提条件】

- 標準システムは、被用者保険の被扶養者の保険料負担凍結に伴う保険料計算処理は確定賦課以降で対応する。
- 負担凍結者か否かの識別は標準システム側で行う。

標準システム及び市町村徴収管理システムに係るシステム改修概要

広域連合における標準システム(予定)	市町村徴収管理システム
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「凍結対象者」の平成20年度保険料額に係る計算機能の変更を行う。 ・ 負担凍結に伴う減額区分等のコード値、賦課情報のテーブル等に項目追加を行う。 ・ 仮算定時の保険料情報を①国民健康保険(国民健康保険組合含む)の被保険者と見込まれる者(特別徴収候補)、②「国民健康保険の被保険者でないで見込まれる者」の2ファイルに分割する。 ・ 確定賦課時の保険料情報を、支払基金からの被扶養者情報をもとに①凍結対象者②凍結対象者以外の2ファイルに分割する。 ・ 仮算定時の保険料情報に対し、市区町村から送付される期割情報で「国民健康保険の被保険者でないで見込まれる者」についてのチェック処理を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ ヘルプデスク・セルフサポートサイト「お知らせ」の12月28日付け「保険料徴収凍結対象者のチェックに用いるデータについて」を参照のこと(確定賦課以降は未定)。 ・ 後期高齢者医療仮徴収額決定通知書等の各通知書に保険料徴収凍結に関する記述を記載する。 ・ 統計処理の見直しを行う(国への報告関連)。 ・ 確定賦課以降(確定賦課含む)に年齢到達にて被保険者となった者に対し、支払基金からの被扶養者情報を受け賦課処理を行うまで一定期間(広域連合によるパラメータ設定予定)賦課を行わないようにする(賦課処理を2回行い還付処理が発生するため)。 ・ 平成21年度以降の暫定賦課機能の見直しを行う。 <p>※ 標準システムの修正内容については、一部、後期高齢者医療制度広域連合電算処理システムヘルプデスク・セルフサポートサイト「お知らせ」の11月13日付け「平成20年度保険料特別措置(凍結等)に係る標準システムの対応について」に掲載していますので参照のこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮算定及び確定賦課時に、広域連合から保険料情報が2ファイルに分割して送付されることから、受付可能とする連携機能の見直しを行う。 ・ 仮算定時に広域連合から送付される保険料情報の「国民健康保険の被保険者と見込まれる者」については、徴収方法の判定及び期割保険料計算を行い、「国民健康保険の被保険者でないで見込まれる者」については、凍結期間中に保険料の徴収を行わないようにする。 ・ 確定賦課以降(確定賦課含む)に広域連合から送付される保険料情報の「凍結対象者以外」については、徴収方法の判定及び期割保険料計算を行い、「凍結対象者」については、凍結期間中に保険料の徴収を行わないようにする。 ・ 納入通知書等に保険料徴収凍結に関する記述を記載する。

保険料賦課に関する運用イメージ



別紙 1

平成 1 9 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金所要額調書

_____後期高齢者医療広域連合

区 分	事業に要する 経 費 A	寄付金その他 の 収 入 額 B	差 引 額 (A - B) C	基 準 額 D	交付金所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) E	備 考
保険料徴収激変緩和 措置補填相当額	円	円	円	円	円	
広報・周知経費等						
合 計						

(注) 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成 1 9 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金精算額調書

_____後期高齢者医療広域連合

区 分	事業に要する経費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) E	交付決定額	交付金 受入額	差引過(△) 不足額	備 考
保険料徴収激変緩和措置補填相当額	円	円	円	円	円	円	円	円	
広報・周知経費等									
合 計									

(注) 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 1
 平成 19 年度
 厚生労働省所管

平成 19 年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金調書

_____ 後期高齢者医療広域連合

国		地方公共団体							備考
歳入歳出科目	交付決定 の額	歳入			歳出				
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 交付金相 当額	支出済額	
(項) 老人医療・介護保険給付諸費 (目) 高齢者医療制度円滑導入 臨時特例交付金	円		円	円		円	円	円	

- (注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、
 流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。